

【重要】緩和薬物療法認定薬剤師申請に関わる単位取り扱いについて

昨今の COVID-19 関連で認定講習会が中止になるなど、今年度は申請に必要な単位が非常に取
りづらい状況になっております。つきましては、学会として下記の通り対応措置を実施します。

2020 年申請予定の方

認定単位について

■新規申請

- ・2016 年～2020 年の 5 年以内で合計 100 単位取得必要
- ・2016 年～2019 年は毎年 20 単位必要
- * 2020 年 1 月 1 日～2020 年 10 月 31 日に限り取得単位数が 20 単位に満たない場合でも合計 100 単位あれば認めます。

■更新申請

- ・2016 年～2020 年の 5 年間で合計 100 単位取得必要
- ・2016 年～2019 年は毎年 10 単位必要
- * 2020 年 1 月 1 日～2020 年 11 月 30 日に限り取得単位数が 10 単位に満たない場合でも合計 100 単位あれば認めます。
- * 単位取得の対象期間内に合計 100 単位を取得できず更新申請ができない方は、
2020 年 11 月・更新申請期間中に更新申請保留の手続きをお願いいたします。保留後の認定終了
日は 2022 年 3 月 31 日までとなります。詳細は『更新申請保留の手続き』をご覧ください。

学会参加・発表について

誌上開催や WEB 開催となっている学術集会在複数あります。この単位認定については、実際に参
加をしていない参加証のみでは単位として認めませんが、WEB 開催で視聴時間の証明書が発行可
能な場合はその時間に応じ単位として認めます。なお、視聴証明書の視聴日はライブ配信日のみ認
めることとし、オンデマンド配信での視聴は認められません。実際に現地で参加した場合は、参加証と
参加証明書(または現地参加が分かるもの)を提出してください。(2020 年 8 月 4 日追記)

学会発表については、講演要旨集の写し(または発表証明書)を提出してください。

例: 緩和・支持・心のケア 合同学術大会 2020 の場合は、最大で 8 単位

緩和・支持・心のケア 合同学術大会 2020 について、視聴日はライブ配信日(8 月 9 日・10
日)のみ認めることとします。セッションごとの受講証明書を提出いただき、1 時間以上 2 時間未
満は 1 単位、2 時間以上 6 時間未満は 2 単位、6 時間以上は 4 単位とします。オンデマンド配
信のセッションでも、視聴日が 8 月 9 日・10 日であれば認めます(2020 年 8 月 20 日追記)。

■更新申請(特別措置 2020年8月4日訂正・追記)

- ・薬学会年会参加の要件については、2020年度更新者に限り1回以上参加にて可とします。
- ・学会発表の要件については、2021年度の第14回年会(2020年度の年会のために投稿されたもの)の採択通知と提出した講演要旨にて審査します。但し、今回のこの措置を受けた方は5年後に当該発表を再度利用することは認めません。利用しなかった方は、通常通り来年度の発表として取り扱います。第14回年会が延期になったことにより、学会発表が不足する場合は、次年度まで保留申請してください。

認定期間について(更新の方)

今年度に限り、保留期間中は緩和薬物療法認定薬剤師の資格名称を使用可能とします。ただし、次回更新後の認定期間は4年間になります。

2021年申請予定の方

認定単位について

■新規申請

- ・2016年～2021年の6年以内で合計100単位取得必要
- ・2016年～2019年は毎年20単位、2020年～2021年10月末で20単位取得必要

■2020年に更新保留をした方の更新申請

- ・2016年～2021年の6年間で合計100単位取得必要
- ・2016年～2019年は毎年10単位、2020年～2021年11月末で10単位取得必要

■通常の更新申請(認定期間:2017年4月1日～2022年3月31日)

- ・2017年～2021年の5年間で合計100単位取得必要
- ・2017年～2019年は毎年10単位、2020年～2021年11月末で10単位取得必要

2022年以降申請予定の方

新規、更新いずれの場合も、2020年が当該期間に含まれる場合は2021年と同様の扱いといたします。

一般社団法人日本緩和医療薬学会
専門・認定制度委員会
2020年5月28日作成
2020年8月4日追記
2020年8月20日追記